

喜多方市立小中学校における
携帯電話の取扱いに関する
ガイドラインについて

令和2年11月

(令和2年12月 一部改正)

喜多方市教育委員会

1 ガイドラインについて

これまで、喜多方市立小中学校の児童・生徒における携帯電話の取扱いについては、「学校教育活動に直接必要のない物」として、小・中学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止として参りました。

しかし、情報化社会の進展に伴い、インターネットを介したいじめ・トラブル・ゲーム障害や、盗撮や自撮り被害などの犯罪被害にあう事案が多く発生している現状から、令和2年7月31日に文部科学省から、「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」において、学校における携帯電話の適切な取扱いの方針を教育委員会が定め、学校に示すことが示されました。

そのため、本市教育委員会では学校への携帯電話の持ち込みについて検討し、以下のように取り組むこととしました。

- 自然災害時の対応や犯罪被害の防止の観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害発生時や犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段として役立てることができること。
- 携帯電話を子どもに持たせるかどうかについては、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものであり、本市としては、子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもないこと。
- 学校への携帯電話の持ち込みについては、学校と保護者との協力体制をつくること不可欠であるため、各校の情報教育推進教師等を中心に、携帯電話の取扱いルールを児童・生徒、保護者と協力して作成すること。その際、インターネット等の長時間使用に起因するネット依存（ゲーム障がい等）や依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲の低下防止についてのルールを作成すること。
- 学校が示す校内での取扱いルールに保護者が同意し、そのルールを子どもと共有した後、保護者の責任のもとで使用させることが、子どもの安全確保や適切な使い方を身に付けさせることにつながるものであること。

本ガイドラインは、子どもの安全をより一層確保する観点から、これまでの「携帯電話の校内持ち込み禁止」の方針を一部解除し、小学校及び中学校、家庭での使用ルールの共有化とその後の使用に関することについて策定したものです。学校での指導、家庭との約束づくり、地域における取組において、積極的に活用をお願いします。

なお、保護者は、本ガイドラインの主旨を理解し、保護者の責任の下、学校へ携帯電話を持ち込ませたい場合、「同意確認書」を校長に提出し、校長の許可を得た上での校内持ち込みとなります。

※ 本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいう。

- ①子ども向け携帯：基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの
- ②通話機能以外に、インターネット閲覧可能なフィーチャーフォン（通称：ガラケー）やスマートフォン

2 小学校

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接関係のない物であることから、小学校においては、携帯電話の学校への持ち込みについては原則禁止とする。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合やその他やむを得ない場合（登下校時の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用する通学等）は、次の（１）～（７）に示す事項に留意した上、別紙「同意確認書」を保護者が校長に提出し、校長の許可の下、例外的に学校への携帯電話の持ち込みを認めることとする。
 - （１）登下校中は、携帯電話をかばん等の中に入れ、災害時や犯罪被害等の危険性がある場合などの緊急時以外は、携帯電話を使用しないこと。
 - （２）登校後は携帯電話の電源を切り、自分で職員室の所定の場所へ提出すること。また、下校時には、自分で職員室に取りに行くこと。
 - ※ 休日の課外活動の場合は、携帯電話を担当教員に提出するか、担当教員の指示に従うこと。
 - （３）登校後、携帯電話を職員室の所定の場所に提出せず、教室等で携帯電話を使用した場合は、学校と保護者が協力して再発防止のための指導をする。学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、学校への携帯電話の持ち込みを禁止するなどの措置をとる。
 - （４）子ども向けの携帯電話を使用するか、フィルタリング機能を携帯電話に設定すること。
 - （５）自分や友だちなど他者の写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINE や Instagram など）にのせたりしないこと。
 - （６）学校における携帯電話の保管には万全を期しますが、携帯電話の破損、盗難、個人情報の漏洩等のトラブルが発生した場合や、LINE や SNS への書き込み等によるトラブルが発生した場合、対応や責任を学校に求めないこと。
 - （７）学校からは、児童の携帯電話への連絡を行わない。緊急時の連絡は、保護者一斉メールやHPへの掲載、緊急連絡網等により行う。
- 3 児童が自ら律することができるような携帯電話の使用に関するルールを、学校と児童、保護者が協力して作成すること。

3 中学校

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、携帯電話の学校への持ち込みについては原則禁止とする。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合やその他やむを得ない場合（登下校時の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用する通学等）は、次の（１）～（７）に示す事項に留意した上、別紙「同意確認書」を保護者が校長に提出し、校長の許可の下、例外的に学校への携帯電話の持ち込みを認めることとする。
 - （１）登下校中は、携帯電話をかばん等の中に入れ、災害時や犯罪被害等の危険性がある場合などの緊急時以外は、携帯電話を使用しないこと。
 - （２）登校後は携帯電話の電源を切り、自分で職員室の所定の場所へ提出すること。また、下校時には、自分で職員室に取りに行くこと。
 - ※ 休日の部活動の場合は、携帯電話を顧問に提出するか、顧問の指示に従うこと。
 - （３）登校後、携帯電話を職員室の所定の場所に提出せず、教室等で携帯電話を使用した場合は、学校と保護者が協力して再発防止のための指導をする。学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、学校への携帯電話の持ち込みを禁止するなどの措置をとる。
 - （４）フィルタリング機能を携帯電話に設定すること。
 - （５）自分や友だちなど他者の写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINE や Instagram など）にのせたりしないこと。
 - （６）学校における携帯電話の保管には万全を期しますが、携帯電話の破損、盗難、個人情報の漏洩等のトラブルが発生した場合や、LINE や SNS への書き込み等によるトラブルが発生した場合、対応や責任を学校に求めないこと。
 - （７）学校からは、生徒の携帯電話への連絡を行わない。緊急時の連絡は、保護者一斉メールやHPへの掲載、緊急連絡網等により行う。
- 3 生徒が自ら律することができるような携帯電話の使用に関するルールを、学校と生徒、保護者が協力して作成すること。

4 児童・生徒に求める携帯電話の使い方について

- 1 家庭での使用時間は、平日 30 分以内、休日 60 分以内を目安とし、保護者と話し合っ
てルールを作る。
- 2 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネッ
トワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- 3 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品などの申し込みをしない。
- 4 インターネット上で知り合った人とは会わない。
- 5 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- 6 SNS やメールなどには、人の悪口や悪意のある内容など、いじめにつながることは
書き込まない。SNS グループでの仲間外れなどのいじめ行為もしない。
- 7 SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよ
う強制しない。
- 8 他人に携帯電話を貸したり、借りたりしない。
- 9 上記以外の使い方については、必ず保護者と話し合っ、その都度ルールをつくる。

5 家庭における携帯電話の管理及び責任について

- 1 携帯電話を子どもに持たせるかどうかについては、各家庭の方針に従って、その目
的や必要性から、保護者の責任においてが判断するものであり、子どもに携帯電話を
もたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能などを子どもとともに確認して、
適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）など
についても、使用前に必ず子どもと確認する。
- 2 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に
使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の
使用をさせないように、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- 3 学校や地域の講演会などへの参加や学校のお知らせなどから、積極的に携帯電話の
適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭で
も指導を行う。
- 4 SNS などへの個人情報の漏えいがあった場合、保護者の責任となることから、個人
情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定するなどの工夫を
する。パスワードは保護者が必ず知っておく。（パスワードの設定ができない機種を除く。）
- 5 インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害などがあった場合は、警察その他
の関係機関、各種相談窓口などに相談し、適切に対応する。

6 学校における適切な携帯電話の使い方の指導について

学校は、児童・生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為などの加害者・被害者にならないよう、携帯電話やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方などについて、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。

- 1 長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下について
- 2 「ながらスマホ」による危険について
- 3 SNS などを利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
- 4 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
- 5 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自画撮り被害」）について
- 6 違法行為や社会で許されない行為の SNS などへの投稿によるネットでの炎上について
- 7 オンラインゲームなどでの高額課金について
- 8 SNS 上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について
- 9 他人に携帯電話を貸したり借りたりすることの危険について
- 10 その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、JKビジネス、違法ダウンロードなど）について

7 携帯電話に起因するトラブル・いじめへの対応について

- 1 携帯電話に関わるトラブルやいじめなどが発生し、児童・生徒や保護者から相談を受けた場合、学校は、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示し、保護者にも家庭での指導を要請し、学校と家庭が協力して指導を行う。
- 2 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめなどに対する保護者への支援については、学校いじめ防止基本方針などを活用し、必要に応じて警察などの関係機関とも連携して、組織的に対応する。
- 3 学校は、携帯電話に関わる危険性や具体的な事例など、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめなどへの対処方法の確認を行う。
- 4 学校は、保護者に対し、研修会などを通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容などについて、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口などについても児童・生徒や保護者に対し、情報提供を行う。